

鳥獣駆除報奨金 不正防止

国、統一ルール策定へ

有害鳥獣の捕獲頭数を水増しして国の報奨金をだまし取るなどの不正が相次いでいる問題で、農林水産省は30日、国の補助金対象の自治体の約15%で捕獲個体の確認方法が不十分だったと発表した。確認方法が自治体ごとに異なることが不正の背景にあるとして、統一ルール作りに乗り出す。

同省は実質的に2013年度から、有害鳥獣1頭あ

たり最大8千円を「捕獲活動経費」（報奨金）として、一定の条件を満たす自治体を通じて狩猟者に支給。確認方法は「現地確認が基本」としつつも自治体に委ねている。だが鹿児島県霧島市などで狩猟者の虚偽申請による不正が相次ぎ、15、16年度に補助金の対象となった929自治体に確認方法の一斉点検を行った。

（東郷隆）